

「外郭団体の資金運用にあたっての基本指針」

外郭団体の資金運用指針については、平成8年12月19日付けで国により通知された「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」(以下「国の運用指針」という。)により、具体的な運用対象商品が示されている。

景気の低迷により超低金利が長期化している環境下において、本県の外郭団体の資金運用の実態は、従来の運用収益の確保が困難となっていることから、国の運用指針の範囲内の運用ではあるものの、より高い運用リスクを負うことにより収益確保を求めたため、財産の元本毀損のリスクが従来以上に高まる結果となっている。

しかし、外郭団体は公金である財産によって公益性のある事業を実施することから、当該財産の運用に関し、県民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが求められることを再認識し、現行の国の運用指針のうち本県の外郭団体に適用できる範囲を再検証する必要がある。

このようなことから、外郭団体の資金運用について、財産の確実な運用の徹底を図るため、基本財産及び運用財産運用の基本指針を次のとおりとする。

なお、株式会社である外郭団体については、当該基本指針の適用対象外とする。

1 運用の基本

外郭団体は、その保有する財産が県民から託された貴重な公金であることを強く意識すべきである。資金運用にあたっては、県民への説明責任を果たさなければならない。その結果によっては、各団体の理事等役員の責任が問われる場合があるとの自覚が必要である。

各団体は、その社会的役割や事業内容など、団体運営全体のあり方を充分検討の上、資金運用を行わなければならない。そして、自らの社会的役割の公益性から、その運用の基本は、第一に安全性、第二に流動性(換金性)、第三に収益性とし、財産の元本毀損は、厳に避けなければならない。

さらに、各団体が資金運用を行うにあたって保持するリスク許容度は、団体によって異なることなく一律であり、かつ、金融情勢の如何を問わず不変である。たとえその運営財源の確保が困難な状況にあっても、リスクの高い商品での運

用をするべきではなく、再度、事業内容を見直すことにより必要な財源規模を最小限に止めるなど、運用リスクの増大を避けることが重要である。

2 資金運用方針の策定

資金運用にあたっては、必ず資金運用方針を策定するものとし、策定にあたっては、理事会及び総会等(以下「理事会等」という。)の承認を得るとともに、次の事項を明記すること。

- (1) 資金運用の基本は、第一に安全性、第二に流動性(換金性)、第三に収益性の順であること。
- (2) 資金運用の最高意思決定機関は理事会等であること。
- (3) 資金運用の最高責任者は理事長及び会長等(以下「理事長等」という。)であること。
- (4) 資金運用の権限は、理事長等から事務局長等に委任できること。(各団体の資金運用方針に規定されている事項の範囲内であれば、理事会等の承認は、原則、必要としないこと。)
- (5) 運用結果は、理事会等及び理事長等に報告すること。
また、報告にあたっては、その内容及び時期を明確にすること。
- (6) 資金運用は、善良な管理者としての注意をもって行うこと。
(善管注意義務)
- (7) 資金運用にあたっては、事業の見直し等に基づき策定した中長期的な財源計画により、決算期毎にどの程度の最終利回りを得られるかを確認し、金融商品及び運用期間を設定すること。
- (8) 保有する金融商品に関する情報収集について、商品一覧や債券時価を定期的に整理するとともに、金融機関への預貯金(以下「預金」という。)を行っている場合は、金融機関の経営状況に関する情報、格付け及び株価を常に把握、整理すること。

3 運用する金融商品等の基本的考え方

(1)債券運用

(2)金融機関への預金等

(3)株式、株式投資信託

に係る運用の基本的考え方については、次のとおりとする。

(1)債券運用

債券運用については、次の方法によるものとする。

債券運用は、国債、政府保証債、地方債(以下「国債等」という。)で行うものとし、購入債券は満期まで保有するものとする。(オーバーパー債券の運用も可とする。)

中長期での債券運用にあたっては、特に固定金利商品の金利変動リスクを考慮し、平均運用年限(加重平均)を5年程度以下、最長運用年限を10年とするとともに、ラダー運用などの手法により償還期日の分散を図ること。

(2)金融機関への預金等(預金(定期性、普通等)、貸付信託、金銭信託)

決済性資金については、預金保護の範囲を考慮し、普通預金や当座預金などの決済性預金を活用すること。

決済性資金以外の預金については、金融機関に対する預金と借入金との相殺を前提とした運用を基本とすること。

金融機関からの借入金がなく、相殺活用ができない場合には、1金融機関あたりの預金上限額を1千万円とするとともに、国債等での運用を併用すること。

1年を超える運用については、一般的に預金より国債等の債券の方が運用利回りが高くなることから、預金での運用期間は1年以下とし、期間1年を超える運用は国債等での運用とすること。

の対応策が取れない場合は、金融機関の経営状況を常に把握するとともに、途中解約が可能な定期預金を活用し(譲渡性預金は、途中解約できない)、また、運用期間の短期化及び預託先の分散を行うこと。

(3) 株式、株式投資信託

国の運用指針では、運用財産での株式及び株式投資信託への投資可能とされているものの、高度な専門性が必要であることや、価格の変動が大きな金融商品であることなどから、外郭団体の運用商品としては適当でない。

4 現在の運用内容の改善

現在の運用内容が当該基本指針の範囲を超える場合について、運用の改善を図るための管理及び処理方針を次のとおりとする。

- (1) 残存期間10年を超える国債等は、原則として満期まで保有するものとし、追加運用は行わないこと。

ただし、売却損が発生しない場合には、途中売却することができる。

- (2) 電力、ガス、NTT債及び金融債は、原則として満期まで保有するものとし、追加運用は行わないこと。

ただし、売却損が発生しない場合には、途中売却することができる。

また、保有債券の発行体の経営状況や債券格付けの動きを常に把握し、デフォルト(債務不履行)に留意して管理すること。

- (3) 公社債投資信託(MMF、中期国債ファンド等含む)は、商品性の変更により金利上昇での元本割れリスクが増大したこと、また、MMF等での元本割れの実績があったことなど、そのリスク管理が困難なことから、解約による損失が発生しない場合には、早急に解約し、新たな運用は行わないこと。

- (4) 社債、円建て外債(サムライ債)、仕組債、その他の債券については、当該債券が信用リスク、海外情勢の変化、為替動向等、様々なリスクに対する管理が困難であることから、売却損が発生しない場合には、早急に売却し、新たな運用は行わないこと。

ただし、保有債券に評価損が発生し、又は個々の債券売却による損失が発生するおそれがある場合は、各団体の県所管チーム等と今後の処理方針を検討すること。

- (5) 金融機関への預金等で、借入金との相殺などによる保全ができないもののうち、期間が1年を超える預金(貸付信託、金銭信託、1年超の定期預金等)については、解約による損失が発生しない場合には、早急に解約し、新たな運用は行わないこと。

ただし、個々の預金途中解約による損失が発生するおそれがある場合は、各団体の県所管チーム等と今後の処理方針を検討すること。

5 運用にあたっての留意事項

外郭団体の資金運用については、平成13年11月15日付け政評第245号「外郭団体における資金運用に係る留意事項について(総務局長通知)」により通知したところであり、自団体の資金運用内容及び体制が当該通知の内容に沿ったものかを定期的に点検すること。